

平成29年12月26日
住宅局建築指導課

東芝エレベータ(株)、守谷輸送機工業(株)及び(株)テクノエレベーターが設置したエレベーターの戸開走行保護装置に係る国土交通大臣認定仕様への不適合について

- 東芝エレベータ(株)、守谷輸送機工業(株)及び(株)テクノエレベーター(以下「東芝エレベータ(株)等」という。)が設置したエレベーター約6,200台の戸開走行保護装置^{※1}について、国土交通大臣認定(以下「大臣認定」という。)仕様に適合していないことが判明しました。
- これら不適合となっている戸開走行保護装置について、国土交通省から東芝エレベータ(株)等に対し、至急、安全性の確認を行うよう指示し、指定性能評価機関である(一財)日本建築設備・昇降機センターより、安全性に問題はない旨の見解を得ているところです。
- 国土交通省は、東芝エレベータ(株)等より、不適合の解消のため新たな大臣認定を取得する方針(一部取得済み)との報告を受けています。
- 国土交通省は、東芝エレベータ(株)等に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、是正措置の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示しました。

※1 エレベーターに設ける安全装置の一つで、駆動装置または制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合又はかご及び昇降路の戸がすべて閉じる前にかごが昇降した場合にかごを制止させる装置(建築基準法施行令第129条の10)。

1. 事案概要

(1) 不適合の内容

東芝エレベータ(株)、守谷輸送機工業(株)、クマリフト(株)及び(株)テクノエレベーターが取得した大臣認定36件について、大臣認定の申請における記載の不備があり、うち29件^{※2}について、結果として、東芝エレベータ(株)等が大臣認定仕様に適合していない戸開走行保護装置を6,217台設置^{※3}(うち建築基準法違反の疑いは4,846台^{※4})。【別紙参照】

※2 この他の大臣認定7件は出荷なし。

※3 これ以外に建築基準法適用外のエレベーターがある。

※4 これ以外に既存不適格の扱い

(2) 安全性について

- 大臣認定に適合していない戸開走行保護装置について、国土交通省から東芝エレベータ(株)等に対し、至急、安全性の確認を行うよう指示し、指定性能評価機関である(一財)日本建築設備・昇降機センターより、安全性に関し問題はない旨の見解を得ているところ。

(3) 不適合のあったエレベーターの対応方針について

- 国土交通省は、東芝エレベータ(株)等より、不適合の解消のため新たな大臣認定を取得(一部は取得済み^{※5})し、これを踏まえて必要な手続き等を行う方針との報告を受けている。

※5 14件の新たな大臣認定を取得済み【別紙参照】

2. 国土交通省の対応

- 東芝エレベータ(株)等に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、是正措置の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示。

3. 相談窓口

- (1) 各社において、以下の窓口が設置されています。

各社窓口	電話番号	受付時間
東芝エレベータ(株) 広報室	044-331-7001	8:30-17:15(土日、祝休日、年末年始を除く)
守谷輸送機工業(株) システムサービス部 営業課	045-785-3811	9:00-17:00(土日、祝休日、年末年始を除く)
(株)テクノエレベーター UCMPご相談窓口	053-438-1811	9:00-17:00(土日、祝休日、年末年始を除く)

- (2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターに次の住宅相談窓口(愛称:住まいるダイヤル)を設置しています。

電話番号 0570-016-100 (PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147)

受付時間 10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始を除く)

(問合せ先) 国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官	田 中(内線39-564)
	課長補佐	鳥 枝(内線39-513)
	動力・設備係長	湯 浅(内線39-576)
	(夜間直通)03-5253-8951 (ファックス)03-5253-1630	

<表1:申請における記載の不備及び不適合のあった大臣認定>

大臣認定取得者	認定番号(いずれもENNNUN-)
東芝エレベータ(株)	0170、0171、0172、0173、0174、0176、0177、0640 ^{※1} 、0641 ^{※1} 、0642 ^{※1} 、0643 ^{※1} 、0644 ^{※1} 、0646 ^{※1} 、0647 ^{※1} 、0952、1281、1282、1283、1284、1328、1377、(2221)、(2222)、(2223)、(2224)、(2225)、(2226)、(2227)
東芝エレベータ(株)、守谷輸送機工業(株)、クマリフト(株)	0628、0629、1038、1039
(株)テクノエレベーター、東芝エレベータ(株)	0244、0245、1699、1868

注) 括弧書きの認定番号は、当該大臣認定に基づく戸開走行保護装置が設置されていないもの。これらの大臣認定は、以下※1の大臣認定に係る不適合に関し、是正対応のために東芝エレベータ(株)が新たに取得した大臣認定。

※1 本年8月の当省報道発表「東芝エレベータ(株)製のエレベーターに設置した戸開走行保護装置における国土交通大臣認定の仕様への不適合」に係る大臣認定

<表2:不適合のあるエレベーター台数>

設置者	既設置(うち違反疑い)	工事中(うち違反疑い)	合計(うち違反疑い)
東芝エレベータ(株)	6,194台(4,823台)	1台(1台)	6,195台(4,824台)
守谷輸送機工業(株)	8台(8台)	0台(0台)	8台(8台)
(株)テクノエレベーター	14台(14台)	0台(0台)	14台(14台)
合計	6,216台(4,845台)	1台(1台)	6,217台(4,846台)

※ 所有者は全て特定済み。

※ このほか、建築基準法適用外のエレベーターがある。

<表3:取得済みの新たな大臣認定等> (認定番号はいずれもENNNUN-)

不適合のあった大臣認定の認定番号 (H29.12.25 取消し)	新たな大臣認定の認定番号 (H29.12.25 認定)
0170、0640	2273
0171、0641	2274
0172、0642	2275
0173、0643	2276
0174、0644	2277
0176、0646	2278
0177、0647	2279
2221	2280
2222	2281
2223	2282
2224	2283
2225	2284
2226	2285
2227	2286